

未利用果樹等伐採事業実施要領

(目的)

第1条 この要領は、集落や住宅などの人が活動する場所(以下「人の生活圏」という。)に、ツキノワグマやニホンザルなどの鳥獣が出没することを防止し、鳥獣が出没しにくい集落環境を整備するため、市内の人の生活圏において、鳥獣を誘引する樹木(以下「特定誘引木」という。)を伐採した者に対し、予算の範囲内において伐採費用の一部を補助することについて、喜多方市野生獣被害対策事業補助金交付要綱(以下「要綱」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付を受けようとする者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 市内の行政区であって、市の集落環境診断の実施実績があり、かつ集落環境診断の結果に基づいた被害対策計画を作成している地区(以下「計画作成地区」という。)
- (2) 市内に住所を有し、特定誘引木を所有または管理する個人(以下「個人」という。)

(補助対象経費)

第3条 補助金の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 計画作成地区が本事業を実施する場合は、特定誘引木の伐採に要する経費(運搬委託料含む業務委託料、自ら伐採する場合にあっては、機械等賃借料、燃料費、伐採した樹木の処分費等)とする。
- (2) 個人が本事業を実施する場合は、特定誘引木の伐採に要する経費(運搬委託料含む業務委託料)、自ら伐採する場合にあっては、伐採に要する経費に関わらず、特定誘引木1本の伐採につき、要綱第2条別表による定額を交付するものとする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助対象者は、伐採を実施しようとする日から概ね1か月前までに、野生獣被害対策事業補助金交付申請書(要綱様式第1号)に次の書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実施計画書(様式第1号)
- (2) 第2条第1号の規定により申請する場合にあっては、集落環境診断に基づく被害対策計画書及び特定誘引木所有者の了承を得ていることを証する書類
- (3) 自ら伐採する場合であって、チェーンソーを使用する場合は、「チェーンソーによる伐木等の業務に関する特別教育」の修了証の写し

(補助金の交付申請の制限)

第5条 補助対象者は、次の各号のいずれかに該当する場合は交付申請ができない。

- (1) 同一年度内に複数の交付申請をする場合
- (2) 特定誘引木の枯死を前提としない場合
- (3) 果樹園など果樹が連続的に多数存在する場合で、その一部のみを伐採する場合
- (4) 伐採後の土地に新たな特定誘引木を植えようとする場合

(遵守事項)

第6条 交付にあたっては、補助対象者は、次の各号に定める項目を遵守するものとする。

- (1) 補助対象者は、本事業により伐採する樹木が、萌芽等により再成長しないよう維持管

理することとし、補助金の交付の目的に従って効果的な伐採を行う。

- (2) 補助対象者は、鳥獣被害防止に必要な対策(農地および集落周辺の刈り払い、誘因物の除去ならびに追い払い等)を積極的に実施し、継続的な鳥獣被害対策を行う。

(変更の承認の申請)

第7条 規則第6条の規定に基づき市長の承認を受けようとする場合は、野生獣被害対策事業変更(中止・廃止)承認申請書(要綱様式第3号)に未利用果樹等伐採変更後実施計画書(様式第2号)を添えて市長に提出しなければならない。

(完了報告)

第8条 補助金の交付決定の通知を受けた補助対象者(以下「補助事業者」という。)は、事業が完了したときは、速やかに未利用果樹等伐採事業完了報告書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の完了報告書が提出された場合は、その内容を審査するとともに現地確認により事業実施を確認し、必要に応じて指導・助言を行うものとする。

(実績報告)

第9条 規則第13条の規定による実績報告は、野生獣被害対策事業実績報告書(要綱様式第5号)に次に掲げる書類を添えて、事業完了の日(特定誘引木の伐採が完了した日)から起算して14日以内又は当該事業の属する会計年度の3月31日のいずれか早い日までに行うものとする。

- (1) 事業実施に要した経費の領収書および内訳書の写し(※個人が自ら伐採した場合は不要)
- (2) 事業実施個所の位置図
- (3) 作業前と作業後の状態がわかる特定誘引木1本ごとの写真(様式第4号)

(補助事業者の責務)

第10条 補助事業者は、当該事業に伴う危険および損害の防止に努めるとともに、自己および第三者に損害を与えたときは、その責めを負わなければならない。

(成果の報告)

第11条 第2条第1号により補助金交付を受けた補助事業者は、事業完了年度より起算して1年の間、未利用果樹等伐採成果報告書(様式第5号)を提出しなければならない。

- 2 市長は、補助事業者から報告された成果について、本市における鳥獣被害対策の推進のために活用できるものとする。

(用語の定義)

第12条 この要領における、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 鳥獣

喜多方市鳥獣被害防止計画に定められた対象鳥獣(カラス、カワウを除く)をいう

- (2) 特定誘引木

別表に掲げる状態の樹種をいう。

- (3) 集落環境診断

地域ぐるみの総合的な鳥獣被害対策戦略を住民自らが市や専門家の助言を経て検討し、現地の被害状況の把握や被害原因の分析および、被害対策の立案ならびに対策の効果検証まで行うものをいい、行政区または集落を対象として実施するものをいう。

- (4) 被害対策計画

行政区または集落が、集落環境診断を経て作成する、その行政区または集落における鳥獣被害対策の方針および対策実施内容ならびにその役割分担を明確にした計画のことをいう。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和3年4月1日より施行する。

この要領は、令和4年4月1日より施行する。

別表

特定誘引木の定義	
樹種	状態
カキ クリ クワ クルミ その他の果樹	集落や住宅などの人が活動する場所に存在している果樹等であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。 1 これまでに鳥獣による食害等が発生した樹木 2 これまでに、鳥獣の目撃、痕跡等が確認された場所の近辺に存在する樹木

様式第 1 号（要領第 4 条）

未利用果樹等伐採事業実施計画書

1 事業実施計画の概要

事業実施主体					
実施場所					
対象獣					
伐採本数		本			
番号	樹種	所有者氏名	所有者住所		処分方法
1					運搬・残置
2					運搬・残置
3					運搬・残置
4					運搬・残置
5					運搬・残置
6					運搬・残置
7					運搬・残置
8					運搬・残置
9					運搬・残置
10					運搬・残置
11					運搬・残置
12					運搬・残置
13					運搬・残置
14					運搬・残置
実施期間		着手	月 日	完了	月 日
事業費(円)			負担	補助金額	
			区分	自己資金	

2 添付書類

- (1) 伐採に係る見積書および内訳書の写し(個人が自ら伐採する場合は不要)
- (2) 特定誘引木の伐採予定個所の位置図および写真

様式第2号（要領第7条）

未利用果樹等伐採事業(変更)実施計画書

1 事業実施計画の概要

事業実施主体					
実施場所					
対象獣					
伐採本数		本			
番号	樹種	所有者氏名	所有者住所		処分方法
1					運搬・残置
2					運搬・残置
3					運搬・残置
4					運搬・残置
5					運搬・残置
6					運搬・残置
7					運搬・残置
8					運搬・残置
9					運搬・残置
10					運搬・残置
11					運搬・残置
12					運搬・残置
13					運搬・残置
14					運搬・残置
実施期間		着手	月	日	完了
事業費(円)			負担	補助金額	
			区分	自己資金	

(注) 変更前計画からの変更個所を朱書きすること。

2 添付書類

- (1) 伐採に係る見積書および内訳書の写し(個人が自ら伐採する場合は不要)
- (2) 特定誘引木の伐採予定個所の位置図および写真

様式第 3 号（要領第 8 条）

喜多方市長

様

年 月 日

事業者名

(代表者) 住所

(代表者) 氏名

(電 話) — —

未利用果樹等伐採事業完了報告書

年度において、次のとおり未利用果樹等伐採事業を実施したので、未利用果樹等伐採事業実施要領第 8 条の規定により、下記のとおり報告します。

記

地 区 名 ・ 氏 名	
交 付 年 月 日	
交 付 決 定 額	
着 手 年 月 日	
完 了 年 月 日	

未利用果樹等伐採事業
実施写真

事業者 （申請者）	
内 容	特定誘引木の伐採
本 数	本

番号 _____ 樹種 _____

伐採前

伐採後

※伐採本数に応じてコピーして使用すること

様式第 5 号（要領第 11 条）

年 月 日

喜多方市長 様

団体名称

（代表者）住所

（代表者）氏名

（電 話） — —

未利用果樹等伐採成果報告書

年度に実施した、未利用果樹等伐採事業について、未利用果樹等伐採事業実施要領第 11 条の規定により、成果を報告します。

1 事業目的 特定誘引木の伐採

2 防除対象

(1) 対 象 獣

(2) 樹 種

3 実施場所 喜多方市_____

4 経過観察期間

伐採年月日： 年 月 日 ～ 観察終了日： 年 月 日

5 伐採した特定誘引木の状況

(1) 枯死・萌芽（該当するものに○をつけてください）

(2) 枯死していない場合は、今後の対応内容を具体的に記入

[

]

6 伐採後の効果（該当するものに○をつけてください。）

(1) 特定誘引木を伐採したことによって、鳥獣の出没はどのように変化しましたか？

① 無くなった ②減った ③やや減った ④変わらない ⑤やや増えた ⑥増えた

(2) 特定誘引木を伐採したことによって、被害対策の効果はありましたか？

① 大いにあった ②あった ③ややあった ④あまり無かった ⑤無かった

(3) (1)(2)で○をつけた理由を具体的に記入してください。

[

]